公共施設の使用料見直しについて

本市では、この度「柏原市行財政健全化戦略（第２期）」における「適正な受益者負担への取組」として、平成２８年度に基本的な考え方を示した「柏原市使用料及び手数料その他受益者負担の改定等に関する基本方針（案）」に基づき使用料の見直しを検討しています。

なお、この使用料見直しは、平成２９年１２月に使用料に関する条例改正、また、平成３０年度内に使用料改定を目途に検討を進めております。

■基本方針と見直しのプロセス

【基本方針】
柏原市行財政健全化戦略（第２期）
・本市においては、これまで、各種手数料の見直し、使用料の見直し、施設の有料化等に取り組んできましたが、これらは３年から５年の間で見直しを行うこととしています。

・前回は平成１７年度から平成２１年度の柏原市新行財政計画で使用料等の改定を実施しています。

【理論使用料の算出】
〇見直しの基礎となる施設ごとの理論使用料を算出

①必要とする経費

原則として用地の取得費や建物の減価償却費を含めず、経常的な維持管理費や管理にかかる人件費の合計とします。

②使用料の算定

・貸出単位面積あたり単価から算定する方法

$$使用料 = \frac{必要な経費}{貸出総面積 \times 年間使用可能時間} \times 貸出面積 \times 受益者負担割合$$

・受益者一人あたり単価から算定する方法

$$使用料 = \frac{必要な経費}{年間受益者数} \times 受益者負担割合$$

③理論使用料の算定

理論使用料＝②使用料×受益者負担割合

第１分類　受益者負担割合０％
第２分類　受益者負担割合５０％
第３分類　受益者負担割合１００％
第４分類　受益者負担割合５０％

【方針】
①改定する（算出した理論使用料が現在の使用料を超える場合）

②改定しない（算出した理論使用料が現在の使用料を超えない場合）

※使用料の算定方法や受益者負担割合についての詳細は「柏原市使用料及び手数料その他受益者負担の改定等に関する基本方針（案）」をご覧ください。

■上記のプロセスで検討した結果、使用料改定が必要となる施設

【現行の使用料を改定する施設】
〇スポーツ施設（７施設）
〇文化施設（２施設）
〇市民ホール（１施設）

【新たに使用料を徴収する施設】
〇文化施設（６施設）

⇒施設の実態やニーズに合わせた見直しを行うため、一部の施設では、算出した理論使用料が現在の使用料を超える場合であっても、近隣市の状況等を考慮し、使用料の変更を行わない対応をとっています。
　また、施設の一部で既に使用料を徴収していた施設が新たに施設全体で使用料を徴収することに合わせ、算出した理論使用料が現在の使用料を超えない場合において、一部使用料の引き下げを行っています。